

平成30年10月1日

社会保障審議会介護給付費分科会
分科会長 田中 滋 殿

一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会 (JASPA)

会長 木村憲司

消費税率引上げに伴う負担軽減に関する要望書

一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会(以下 JASPA という)は、福祉用具の製造事業者を中心に流通及び関連事業者で構成されている協会で、平成 15 年 4 月に設立されました。JASPA では、福祉用具の JIS 規格原案の策定をはじめ、福祉用具についてより安全な製品を開発する仕組みづくりを行うなど、利用者にとって真に役立つ福祉用具を供給するための活動を行っております。

この度、2019 年 10 月に予定されている消費税率引上げにあたり、消費税負担について下記のとおり要望いたします。

記

現在、介護保険対象種目である「特殊寝台」「車いす」等は、身体障害者用物品として「消費税非課税」となっています。そのため、身体障害者用物品の製造事業者(以下製造事業者という)は、販売先からは消費税はいただけませんが、原材料の仕入先には消費税を仮払い消費税として支払っており、その仮払い消費税分は販売先からいただけませんので、「控除対象外消費税」(いわゆる損税)として製造事業者が負担しております。

JASPA 会員に対する調査では、「損税」額が約 16.4 億円(平成 29 年度分調査(消費税 8%) JASPA 正会員 76 社のうち回答 32 社による合計試算額)を超えております。

消費税が 2014 年 4 月に 8%に引き上げられ、さらに 2019 年 10 月に 10%に引き上げられることが予定されており、この消費税率改定による製造事業者の経営への影響は極めて大きいと見込んでおります(消費税 10%で約 20.5 億円の合計試算額)。このため、厚生労働省、総務省、財務省、経済産業省など関係機関に負担軽減を要望しているところです。(別紙資料参照)

介護給付費分科会の委員の皆様におかれましても、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年 8 月 8 日

身体障害者用物品に関する消費税改定に対する要望

一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会 (JASPA)
会長 木村 憲司

一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会安全(以下「JASPA」という。)は、福祉用具の製造事業者を中心に流通及びその他関連する事業者で構成されています。JASPA では、製造だけでなく流通を含めた総合的な視野に立って、利用者にとって真に役に立つ福祉用具の供給を行うための活動を行っています。

さて、消費税が平成 26 年 4 月に 8%に引き上げられ、さらに平成 31 年 10 月に 10%に引き上げられることが予定されておりますが、これらの消費税改定による経営への影響が極めて大きなものとなるため、下記のとおり要望いたしますので、何卒よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 消費税改定への要望

現行制度では、身体障害者用物品製造事業者(以下「製造事業者」という。)が原材料等の仕入先に支払っている仮払い消費税は、「控除対象外消費税」(以下「損税」という。)として製造事業者が負担しております。

今後は、身体障害者用物品に係る消費税は、一般製品と同じく全て消費税課税対象とし、その税率为 0%としていただきたい。

この取り扱いにより、消費者に対しては現行どおり消費税負担をゼロとし、製造事業者に対しては仮払い消費税を控除対象消費税として還付をしていただきたい。

2. 消費税改定への要望の理由

現行制度において消費税が「非課税」となっている身体障害者用物品については、製造事業者は原材料等の購入に際してはその購入先に対して消費税を支払っているが、完成品の販売の際には販売先から消費税を受領できないため、製造事業者において「損税」が発生しそれを製造事業者が負担している。

JASPA 会員に対する調査では、「損税」額が約 16.4 億円(平成 29 年度分調査(消費税 8%)) JASPA 正会員 76 社のうち回答 32 社による合計試算額)を超えており、これが増大することになると、企業努力では税率アップを吸収できない状況となり、経営圧迫の大きな要因となっている。(消費税 10%で約 20.5 億円の合計試算額)。

(1) 消費者における価格転嫁の困難性

製造事業者における原材料費等の消費税増税分を販売価格に転嫁する方法があるが、これは消費者が原材料費等の消費税増税分を負担していることになり、非課税商品なのに消費税増税により価格が上がることとなり、身体障害者用物品を非課税にした意味がなくなり、且つ身体障害者用物品という特性上、消費者がこれを容認することは難しい。

介護保険制度における介護報酬には仕入れに係る仮払い消費税分の報酬が認められているが、福祉用具メーカーが貸与事業者や消費者に販売するときには非課税制度のために貸与事業者や消費者から消費税を徴収することが全額認められていないため、消費税引き上げ分を値上げとして消費者から回収するほかない。

しかし、貸与事業者や消費者から見た場合に、非課税にも関わらず消費税引き上げにより購入価格が引き上げられることは、どれだけの原材料仕入れに係る消費税が価格に反映されているか「見える化」しない限り、納得感が無い状況にある。

(2) 国内製造事業者の競争力の衰退(添付図1参照)

現在、身体障害者用物品の海外製造品の輸入に際しては関税及び消費税の負担がないが、一方、国内製造品は原材料費等の消費税負担がある。そのため、国内製造品は海外製造品に比べ消費税相当分のコスト負担が多くなり、海外製造品との対等な競争が阻害されている。

このため、国内製造事業者は海外で生産し完成品を輸入する方策をとると有利になるので、今後、税率が上がるほど国内製造事業者は生産拠点を国内に置かず海外に移す動きが高まる可能性がある。その結果、国内福祉用具産業の発展が停滞し、開発投資や資金面で国際競争力を失い、経済面にも悪影響が生ずる。

(3) 税負担の不公平性(添付図2参照)

一般製品の場合には、製造事業者は原材料の仕入れに係る仮払い消費税は、消費者に販売した際受け取る仮受け消費税と相殺し、その差額を納税しているため、製造事業者は仮払い消費税の負担をしていない。

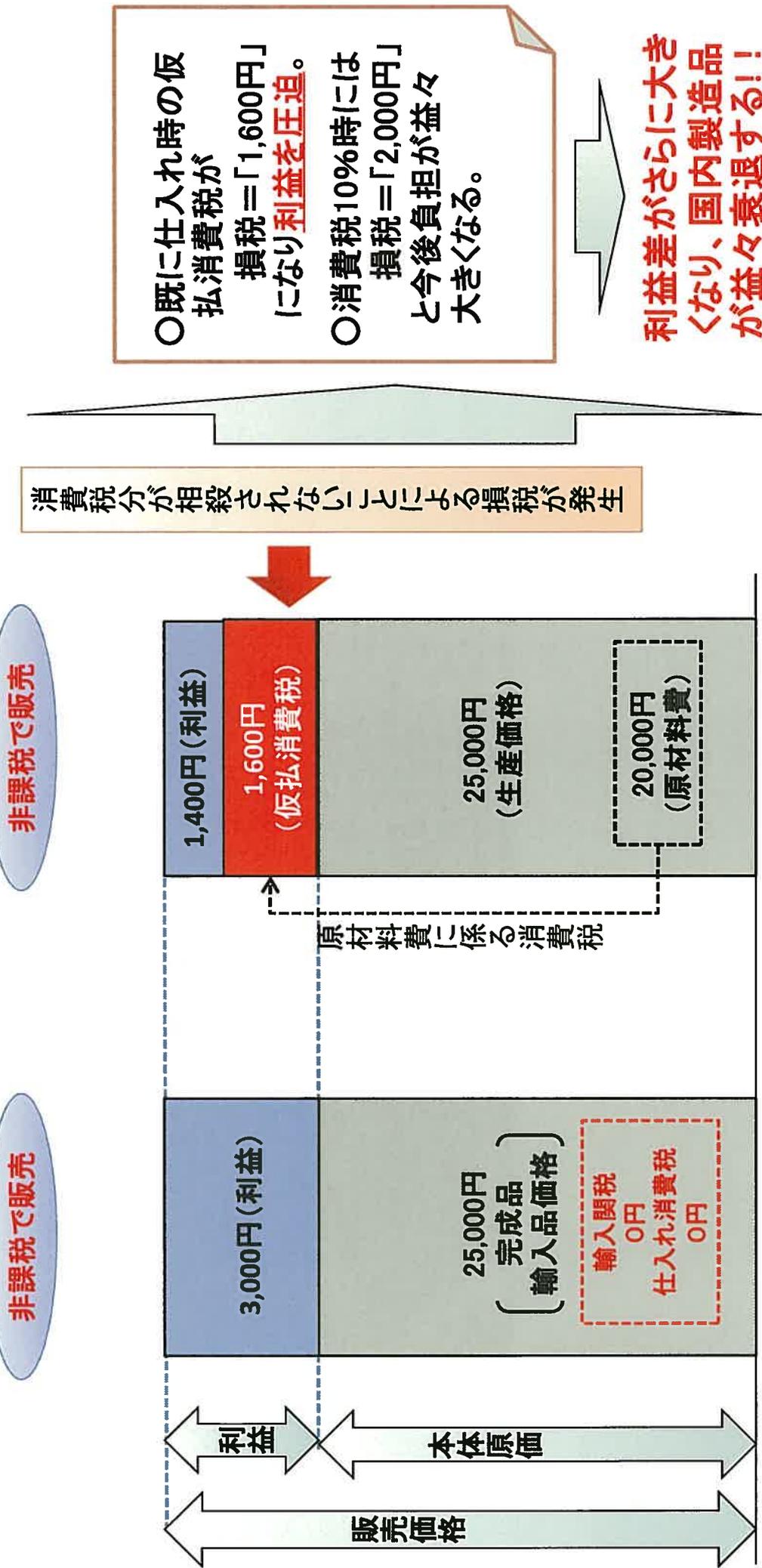
これに対して、身体障害者用物品の「非課税」制度では、消費者から消費税を受けとれないため、製造事業者は原材料仕入れに係る仮払い消費税を自己の利益の中で負担している。「非課税」制度は、消費者に対する優遇措置ではあるが、その財源が最終的に製造事業者の負担に帰することとなり、一般製品の場合に比べ税負担の公平性を欠いている。

以上

(図1) 身体障害者用物品の国内製造品と海外製造品の消費税負担の比較

国内製造品と海外製造品について同一価格で比較した場合、**国内製造品の方が利益率が低い。**
 (生産に係る原材料費に仮払消費税が発生し、損税となっている。)

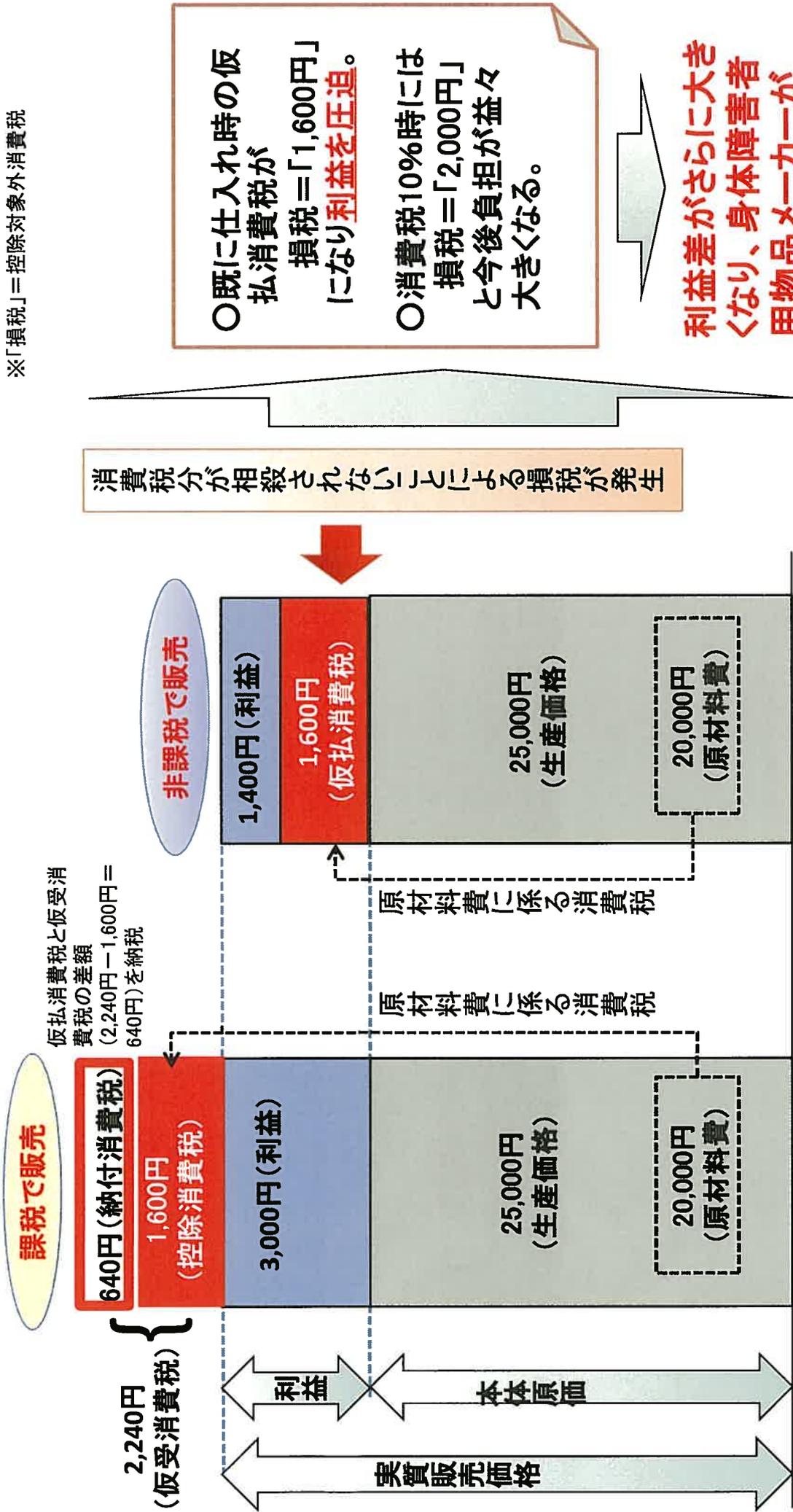
※「損税」=控除対象外消費税



※消費税8%・販売価格28,000円・利益3,000円製品の場合

(図2) 身体障害者用物品と一般製品の消費税負担の比較

身体障害者用物品と一般製品について同一価格で比較した場合、**身体障害者用物品は消費税負担が多い。**
 (生産に係る原材料費に仮払消費税が発生し、損税となっている。)



※消費税8%・販売価格28,000円・利益3,000円製品の場合